

(様式第2号)

会 議 録

令和3年6月1日作成

会 議 の 名 称	令和2年度第1回島本町都市計画審議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和3年3月26日(金) 午前10時～正午		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	7名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	吉田会長、田中委員、伊集院委員、大久保委員、 大西委員、岡田委員、加我委員、小山委員、 白藤委員、中田委員、難波委員、野間委員、 三角委員 【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、馬場 田課長、藤本主幹、森鎌参事、川井係 長、奥田主査		
会 議 の 議 題	1. 会長・職務代理の選出について 2. 会議の公開について 3. 島本町都市計画審議会傍聴要領の改訂について 4. 生産緑地地区の指定について 5. JR島本駅西地区まちづくり委員会からの提言について 6. 都市計画マスタープラン改訂に係る進捗状況について 7. 景観計画策定について 8. その他		
配 付 資 料	令和2年度第1回島本町都市計画審議会 議案 書、令和2年度第1回島本町都市計画審議会参 考資料、会議次第、審議会名簿		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

令和2年度第1回

島本町都市計画審議会会議録

日 時 令和3年3月26日(金)

午前10時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

開会 午前10時00分

[事務局] はい。定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回島本町都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の司会を担当します、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の出席状況について報告させていただきます。

現在14名の委員の方々のうち13名の委員のご出席をいただいておりますので、島本町都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

案件に入ります前に、今回初めて委員の方が多くおられますので、順番にご紹介いたします。

大阪府立大学の加我宏之様です。

[委員] 加我です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 公募委員の白藤美穂子様です。

[委員] 白藤です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 大阪産業大学の田中みさ子様です。

[委員] 田中です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 大阪弁護士会から弁護士の難波泰明様です。

[委員] 難波ですよろしくお願いいたします。

[事務局] 公募委員の三角和虎様です。

[委員] 三角ですよろしくお願いいたします。

[事務局] なお現在、島本町自治会長連絡協議会に対し、委員推薦依頼を提出しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、ご推薦をいただけていない状況です。次回以降、委員会決定いたしましたら、改めてご紹介させていただきます。

また、高槻警察署長の森岡様におかれましては、今回は所用により御欠席されるということでしたので、この場でご報告をいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。都市創造部長の名越でございます。

[事務局] 名越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部次長の佐藤でございます。

[事務局] 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部都市計画課長の今井でございます。

[事務局] 今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部都市計画課主幹の藤本でございます。

[事務局] 藤本です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部にぎわい創造課長の馬場田でございます。

[事務局] 馬場田でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部都市計画課係長の川井でございます。

[事務局] 川井です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部都市計画課主査の奥田でございます。

[事務局] 奥田です。よろしくお願いいたします。

[事務局] また本日は山田町長も出席させていただいております。

[町長] よろしく申し上げます。

[事務局] 最後に私、都市創造部都市計画課参事の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては事前にお渡しさせていただきましたしております。令和2年度第1回島本町都市計画審議会議案書とあります資料でございますが、本日資料をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。それでは事前にお渡しさせていただいた資料以外で、本日、机の上にお配りしている資料といたしまして、本日の会議次第が1枚と、島本町都市計画審議会委員名簿が1枚ございます。不足等はございませんでしたでしょうか。

なお本日の審議会につきましては各委員の皆様の音声をより聞き取りやすくするために、マイクを設置させていただいております。事務局からのご説明の後、ご質問等される際は挙手をいただいた上で、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯をご確認後発言いただき、終了後は、再度ボタンを押していただき、ランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス対策として、換気の時間を設けさせていただくため、45分ごとに5分間の休憩時間を設定させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、番号法施行に伴い、報酬支払い手続きに際し、皆様の個人番号を収集する必要があります。手続きが煩雑ではございますが、本日初めてご参加の委員におかれましては、事前にお渡ししております、債権者登録と、個人番号の提供書という紙にご記入の上で、マイナンバーカードもしくは通知カード等を担当職員に、提示していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、前回までの本審議会や、その他、他の審議会等ですでに個人番号を町にご提供いただいている方につきましては、今回提出は不要でございます。

続きまして、審議会の開会にあたり、山田町長からごあいさつを申し上げます。

[町長] 皆さんおはようございます。

本日、委員の皆様方には、お忙しい中、島本町都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回の審議会では、委員の任期満了に伴い、初めてご参加いただく方も多数おられますけれども、会長職務代理の選出をはじめ、多くの案件を予定しております。案件にもあります通り、現在本町におきましては、生産緑地地区の指定JR島本駅西地区のまちづくり、都市計画マスタープランの改定、景観計画の策定など、都市計画に関わる、案件を同時に、進めております。

今後しばらくの間は、例年より委員の皆様ご意見を伺う機会や、ご報告をさせていただく機会が増えることが予想されますが、よりよいまちづくりのため、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に委員の皆様方には忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

[事務局] 山田町長ありがとうございました。

それでは案件に入らせていただきます。まず、案件1、会長職務代理の選任についてでございます。

本審議会委員の任期は2年となっております、前回まで会長を務めていただいた。榊原先生がご勇退されてから、本日が改選後初めての審議会となります。会長につきましては、島本町都市計画審議会条例の第4条に基づき、学識経験のあるものから、委員の選挙により、一定定めることになっております。

いかがいたしましょうか。

[委員] はい。

[事務局] はい。どうぞ。

[委員] 吉田先生にご就任をお願いするわけにはいかないでしょうか。

[事務局] はい。ただいま、大阪市立大学の吉田先生をご推薦いただきましたが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[事務局] はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、会長につきましては吉田先生をお願いしたいと思います。

次に、職務代理の選任についてでございますが、条例に基づき、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっておりますが、会長いかがいたしましょうか。

[会長] はい。大阪産業大学の田中先生をお願いしたいと思います、よろしくお願いたします。

[事務局] はい。ただいま、田中先生をご推薦いただきましたが皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[事務局] はい。ありがとうございます。ご異議がないようですので職務代理につきましては、田中先生をお願いしたいと思います。

それではこの後の議事進行につきましては、都市計画審議会条例第5条第1項の規定

により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長、審議会の議事進行をよろしく願いいたします。

[会長] それでは皆様、改めましておはようございます。初めてこういうふうな大役をやっておりますが、皆様からいろんな意見をいただいてですね、円滑な議事進行にぜひご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

今日予定しています案件についてですが、お手元の今、1が終わりましたので、2から8までとなっています。で、そのうち、先ほども町長からありました通り、4つめの生産緑地地区の指定については、付議案件ということで、他のものについては、会議の内容に係る改正、それから、報告案件となっていますのでよろしく願いいたします。

それではまず、案件について進めていきたいと思えます。

まず、案件に会議の公開についてということで、本日、傍聴希望者はおられますでしょうか。

[事務局] おられます。

[会長] はいそれでは傍聴許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[会長] はい。それでは、傍聴を許可していただけたらと思えます。

それでは、議事を進めさせていただきます。案件3です。

島本町都市計画審議会傍聴要領の改定についてを事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] はい、それではお手持ちの資料の1ページ目をご覧ください。

こちらにつきましては、令和2年3月30日より、審議会等の傍聴について、定員を超え、抽選となる場合の基準となる時間を全庁的に、会議開始の15分前に統一したため、本日審議会につきましても、現在の30分前から、15分前に変更し、次回以降を適用したいと考えております。なお、他の審議会等では、会長に了解を得てすぐに運用しているものもありますが、本審議会におきましては、令和2年3月30日時点ですでに前会長の任期が満了していたため、本日ご議論いただくものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

[会長] はい。それではただいまご説明を受けました議案について、委員の皆様からご質問、ご意見ございますでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 委員、お願いいたします。

[委員] 1度、マスコミが入ったことがあるんですけど。マスコミを入れるということについては事前にこの委員会の承諾を別途とるような形でですね、規制していただかないと、唐突な感じがしたので、マスコミ新聞等の傍聴というんですか、取材については別途、何かそういうこの委員会で、どうするかっていうことを、将来的に決めていただきたいと思えますが、以上です。

[会長] はい。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] すいません基本的にはその会議の中でお諮りさせていただくようにさせていただきたいと思うんですけども、ちょっと基本的にこのなかのですね、傍聴者の守るべき事項等に関しましては会場において写真撮影、録画録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を終えた場合はこの限りでないといふことありますことから、先ほど申し上げたような形で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

[会長] 委員よろしいでしょうか。

[委員] はい

[会長] それでは委員、お願いいたします。

[委員] おはようございます。30分から15分冒頭の説明で一定その抽選に合わせてということですね。

今までですね、要は審議会の審議を傍聴入ってもらうまでに止めるということがないように順次していただいております。その中でですね、全庁的にも今準備されてると、また統一はされてないんですかね、統一今後されるのか、他の傍聴規定とか要領ですね。そこが整合性とれるのか、そして15分前で抽選をされて必ず審議会が止まらない形での入場をしていただけるのか、そこをお伺いします。

[会長] はい。事務局の方からご回答をお願いいたします。

[事務局] はい。ただいまのご質問についてですが、こちらの方ですね全庁的にコミュニティ推進課というところが窓口になってるんですが、各審議会等の開始時刻、抽選の開始時刻を15分前に統一するよという指示が出ております。ですので、すでに他の審議会等で、もう15分前になっているものもあると思います。

本審議会のようにまだ、30分前となっているところは、今回我々がやっているように15分前に順次合わせていくと。最終的には特段の理由がない限りは15分前にそろっていくような形になる、というふうに指導をコミュニティ推進課から受けてるんでそうなると思います。以上です。

[会長] 委員よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

[委員] すいません。もう1点お聞きしてるのが、15分では傍聴者が入場されても審議会が止まらないという形でよろしいでしょうかという確認です。

[事務局] 基本的に15分という期間はもともと30分から15分になるんですけども、その期間内で傍聴の受け付けとその対応を行って参りたいと考えております。以上です。

[会長] はい。おそらく心配されてるのは、15分前で、たくさん超えた時に抽選に時間がかかって、それで、会議が、審議会等が遅れるということがないよという、ご意見だったと思いますので、その点ないように、重々考慮していただけたらと思います。

他いかがでしょうか。

他にご意見がないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。

それでは、ただいまのご議論を踏まえ、事務局の提案通り、次回から傍聴の抽選開始

時間を会議の開始前、15分前からとするよう。傍聴要領を改正するよう事務を進めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[会長] はい、それでは事務局は改正手続きをお願いしたいと思います。

続きまして、案件4生産緑地地区の指定について、ご説明をお願いいたします。

[事務局] それでは案件4は付議案件となっておりますことから、山田町長から会長に付議させていただきます。よろしく申し上げます。

[町長] 議第41号、島都計第1134号令和3年3月26日

島本町都市計画審議会会長様

島本町長、山田紘平

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(付議)

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更を別紙の通りとすることについて、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[会長] それではただいま、付議がありましたので、議事に入りしたいと思います。

まずは事務局からご説明をお願いいたします。

[事務局] はい。それではご説明いたします。資料は5ページからとなっております。

まず生産緑地地区とはなんですが、農作物の生産だけでなく、都市における緑のオープンスペースとして、様々な役割を持つ市街地の農地を保全していくために作られた制度と言え、本町におきましても平成31年4月1日に初めて指定いたしました。今回は、第2回目の指定となり、指定するための下限面積を500平方メートルから300平方メートルに引き下げる条例を制定し、一団の農地の面積の考え方を変更することにより、申請していただきやすく、制度を変更するなど、事務を進めて参り、この度付議させていただくこととなりました。

6ページの資料をご覧ください。6ページ以降16ページにつきましては、都市計画法第17条に基づき、2週間縦覧したものと同様のものとなっております。

6ページに記載の通り、山崎地区1から高浜地区2までの21地区が記載されておりますが、こちらは前回すでに指定したのものも含まれておりまして、今回新たに指定したいと考えておりますものは、これらのうち、山崎地区3、東大寺地区2、広瀬地区11から14までの合計6地区、約0.27ヘクタールとなっております。

これらの変更追加する6区域につきましては、資料の17ページから20ページまでに、参考図として、判例を分けたものを添付しておりますので、ご参照ください。

なおこちらの資料には、変更する区域がない高浜地区については添付しておりませんので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、7ページをお開きください。こちらは、都市計画に生産緑地地区を指定する理由となっております、改めて生産緑地地区を指定する理由を読み上げます。

市街化区域内のすぐれた緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法第3条に基づく同意による、生産緑地の指定を行い、本案の通り生産緑地地区を変更しようとするものである。

次に8ページをお開きください。こちら総括となっております。こちら縦覧の際A1サイズで作成していた資料でございまして、縮尺が異なっていることにご注意ください。

先ほども申し上げましたが、こちらには前回すでに指定しているものも含まれており、今回新たに指定したいと考えております。山崎地区3、東大寺地区2、広瀬地区11から14までの6地区もこちらに含まれております。

続いて9ページをお開き願います。9ページ及び10ページは計画となっております。それぞれの地区の位置をあらわしております。こちらにつきましても縦覧の際、A1サイズで作成していた資料となっておりますので、縮尺が異なっていることにご注意ください。これらを拡大したものが、11ページから16ページとなっております。

なお、生産緑地地区を指定した際には、これら図面と同等の内容の図面をホームページで公開するとともに、都市計画課窓口に備え付ける予定でございます。

それでは今回新たに指定したいと考えております。農地の概要をお伝えいたします。

11ページをお開きください。山崎地区3でございます。こちらは周囲を住宅に囲まれた農地で、面積は0.03ヘクタールとなっております。現地調査時点では、野菜等を作付けされておりました。

続いて12ページをお開きください。東大寺地区2でございます。こちらは、第2小学校横の農地で、面積は0.04ヘクタールとなっており、現地調査時点では、タケノコ等の野菜を作付けされておりました。

続いて13ページをお開き願います。広瀬地区11から13でございます。まず広瀬地区11でございますが、すでに指定している広瀬地区8と接する農地で、面積は0.03ヘクタールとなっており、現地調査時点では、野菜等を作付けされておりました。

次に、広瀬地区12でございます。すでに予定している広瀬地区7と、指定している広瀬地区7とJRの間に実施する農地で、面積は0.04ヘクタールとなっており、水稻を作付けされていた農地となっております。

次に、広瀬地区13でございます。西国街道に接道する農地で、面積は0.09ヘクタールとなっており、水稻を作付けされていた農地となっております。

14ページをお開き願います。広瀬地区14でございます。こちらは阪急沿線沿いの水無瀬山崎幹線沿いの農地で、現地調査時点では、野菜等を作付けされておりました。

15ページ16ページには今回新たに指定される農地はございません。

以上簡単ではございますが、議第41号北部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[会長] はい。それではただいまご説明を受けました案件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

[委員] はい。お願いします。今回6地区指定されたようですが、生産緑地にしたいという申し出は何件あって、それはすべて受け入れられたのかどうかで、受け入れられなかったとしたらその理由は何だったか。教えてください。

[会長] よろしいですか。

[事務局] はい。事務局からお答えします。

地区的には、あともう1地区ございました。地区と申しますか、出された地区のうちで何筆が分かれていてその一部指定していない地区もございます。だから、3筆で1地区とかあって2筆だけ指定したとかそういうことですね、だから地区的には1個なんですけれども、主な理由といたしましては、農地として管理されていないであったり、主たる農業従事者の記載が異なっていた、でありましたり、町の用地との境界が曖昧である、というような理由により、今回、この審議会に上げる前に指定しないというふうに町で決定した地区がございます。

以上です。

[委員] はい。わかりました。はねた案件もあったということですね。

その中の理由としては、農地ではなかったところが、すでに農地じゃないところがあったのだららということですが、農地ではないところができないというのはわかるんです。ただそれ以外のその生産緑地というものの自体が、都市の農地を保全したいという大きな目的があると思うので、その農地であれば、例えば主たる従事者のことだったり境界のことがあったとしても、できるだけそのあたりを克服してですね、残すというふうにしていきたいんだなと思うんです。

というのはやっぱり町内に住んでいても、市街地の中の農地がもうこの10年でもうどんどんなくなっていてやっぱり残って欲しいなっていう声も、住民の方から聞きますし、もしそれが、島本町の要綱、決まりがありますよね、生産緑地指定というものに関しての、それが阻んでいるのだとしたら、そこはできる限り農地であれば、残せるような形にしていきたいなと思います。

[会長] はい。それでは事務局の方からご回答をお願いいたします。

[事務局] はい。すいません。一つ、ごめんなさい。先ほど申し伝え忘れていまして面積要件に満たないものもありました。100平米以下という、今おっしゃっていただいた、面積要件満たないと。あと、農地として管理されていない以外のものですね、につきましては、実際今、委員がおっしゃった通りできるだけ農地と生産緑地として指定したいと思いはありますので、事前にこの指定しませんよという通知をした時に、ここを

こうすればなりますよという話はお話させていただきましたので、その際にも次回、もし指定する時があればまたお願いしますという話もさせていただいてますので、そこを解消して指定できるように町としても多く、指導というか、一緒に考えていきたいなどというふうに考えております。

以上です。

[会長] よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

[委員] はい。わかりました。よろしくお願いします。

それと市街地に残っている農地の中で、今回合わせて、ちょっと面積合計が出てないですけど、市街地の農地に対して何割が生産緑地指定されたことになりますか。

[事務局] はい。お答えします。市街地というか市街化区域でよろしいですかね。

事前に農業委員会の方に市街化区域の面積がどれぐらいありますかというふうにお伺いしたところ約19ヘクタールあるというふうに伺っておりますので、今回の、これが全部指定されたとしたら、2.10ヘクタールになるので、1割強ぐらいになります。

以上です。

[会長] どうぞ。

[委員] はい。1割ということで、その面積がちょっと他と比較して多いのか少ないのかもよくわからないんですけど。島本町は多分3大都市圏ではないところの中でも生産緑地制度を導入した割と珍しいというかあの。どうでしたっけ、管轄は。厚生労働省、国土交通省の方も、すごく良い事例だということ言われてたと思うんですけど、せっかく生産緑地が導入されていても、なかなかこう、導入されて2年、それぐらいなのでまだこれからののかもしれないかもしれませんがそうこうしてるうちにどんどんもう農地もなくなっていきますし、その辺りをもうちょっとこの働きかけというか周知というかですね。ぜひ1割をもっとふやすようにしていただきたいなと思います。その辺りなんか、農地アンケートもねこれまでされていたりとか、農業を、農地持ってる方の、状況も把握して島本町としても把握しておられますし、生産緑地も導入しましたし、もうちょっと住民にとってなかなかでもその、制度が進んでいけば実感しにくいところもあるので、そのあたりをもっと頑張っていたきたいなところ意見ですけども、よろしくお願いしますと思います。

[会長] はい。ありがとうございます。事務局の方から何か回答コメント等ございますでしょうか。

[事務局] はい。ありがとうございます。

引き続きですね、ただちょっと予算を伴うことなのでなかなかこれから進めていきますとは言えないんですが、事務局としても、生産緑地は最低でもあと1回は追加する機会を設けたいと思っています。ただちょっと予算伴うので、そうしますとは言えないんですが、思っていますし、なるべく多くの農地が指定されるよう、住民の方への周知、住民とか土地。所有者ですね、の方への周知についても、引き続き行って参りたいとい

うふうに考えております。

以上です。

[会長] はい。他、いかがでしょうか。どうぞ。

[委員] 先ほど報告された中で、あの町との境界線がはっきりしないっていう部分もあるというようなことを報告ありましたが、そういうことに関しましては、町の方は、努力されたんですか。そのままの状態、来ていらっしゃるんですか。

私やはり町も努力する必要があるかなと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

[会長] はい。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はいお答えします。ちょっとなかなかお答えしづらいところがあるんですが指定されたところがですね。現在農地として使っておられるんですが、そこが町の土地である可能性があるというところになってるんですね。

ただそれは可能性ということであって境界確定をしていないのでそうですとは言い切れないんですが、隣の、土地までは境界確定がされていて、通常考えれば、町の土地になる可能性が高いところだったので、そちらについては、指定しないということでもよろしいですかということをお願いしますということで申請者にもお話をしまして、わかりましたというふうに言っていたので、そちらについてはのちのち境界確定がもし出されたら、その時にまた、そこが指定できるかどうかというところに繋がっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

[委員] あのね、それに関しましてはね、また再度のちのちについてというような発言ですがね、やはりわからない部分っていうのは、町の方がやはり積極的にね、調査をして、はっきりしてあげるっていうのを、その努力が必要じゃないかなと思うんですけどね。

いかがですか。難しいんですかね。

[会長] 今の話は土地の境界の明示の話だと思いますけど、この手続きについてももしもわかれば、説明していただけたらと思います。

[事務局] 今の案件ですけれども、境界確定境界明示の件はちょっと農地以外でもですね、道路との境界、水路との境界、里道との境界から町の方も、当然受け付けし、それは全部ですね、申請いただいて、費用を地権者の方がお持ちで、こっからここまで境界確定の申請お願いしますというふうな、他の土地で全部そうやって、他の自治体でもそうですけど、やらせていただいております、それをちょっと、この生産緑地を希望しているからという理由で、町がそこを費用負担して主体的にっていうのはちょっとなかなか難しい。と、いうふうなのが現状でございます。

以上です。

[会長] 委員よろしいでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

[委員] すいません。生産緑地制度の周知についてなんですけど努めていくって言われたんですが、私最初にこの生産緑地制度導入する時の農業委員会を傍聴してたんですけどね。やっぱりその抵抗がすごく、農業、農地を持ってる方自体が、導入にはあまり積極的ではないという意見が多かったのを覚えています。というのは、多分その緑地指定したはいいけれども、そのあとの農地として維持していくのが大変っていう、意見があって、でも導入していたとしても、手を上げるか上げないかはその方の自由ですよっていうことでいかみみたいな形で、農業委員会としてはOKになったという経緯を見ているんですね。やっぱりその1割というかなんていうか、生産力じゃ上げないというところに関してはそういうところのハードルがあるのかなということも思うんです。

一方で、その農地というのはその持っている方が維持しなくても、今ね法制度が、貸借の円滑化法ができて、貸すということでも、維持できますよっていうところが出てきたと思うので、その辺りをもうちょっと町として、そういう形もあるんですよとかあともう1個、その借りたいという人とつなぐとかそのあたりをもっと積極的にしたら、生産緑地の指定に繋がるのかなと思うので、あと1回はされるというね、導入っていうか、機会があると思うのでそこでは、そういう機会を生かしてお金を貸すということなので、最大限生かされるようにしていただきたいなと思います。

[会長] はい。事務局の方から何かコメント、回答よろしくお願いたします。

[事務局] 都市計画の施策と相まってですね、やはり都市農地、どう残していくかっていうのは農業政策、農政、にも大きく関わりますことから、当然、課内の連携含めてですね、しっかりと求められている制度を調査研究してですね。本町に導入できる部分については、積極的に導入も含めて、検討させていただきたく存じます。以上でございます。

[会長] はい。どうぞ。

[委員] この制度はね、入ると30年間続ける。ということになって農地としてつくるということなんですけども、これ続けようとする、やはり周りが市街化してきますんで水路等々のね、やっぱり整備とかやんなくては、そのうちとして生産力として30年間というのは続けられない。また今の所有者がなくなったら、これはもうやめられることもできるんでね、やはり続けて、また生産緑地として持っていこうというふうに農業者ができるような、やっぱ環境づくりをね、町としても取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

[会長] はい。今のコメント等につきましていただいたご意見につきまして何か回答ございますでしょうか。

[事務局] はい。都市化等に伴ってですね、やはり環境面、インフラ面で農業が続けられなくなったっていうことが決してないようにですね。しっかりとインフラについても整備はして参りたいと考えております。以上でございます。

[会長] はい。特に農業委員会が中心にいろいろ活動されてるというふうに思いますの

でそのあたり、また、この審議会等でもですね、状況も踏まえて報告していただいて、今、状況がどういうふうなところにあって、課題がどういったところにあるのかといったところについても、皆さん一つ一つ、単に指定だけではなくてですねその背景にあるところについても、少しいろんなとこに、気を配っていただけたと、いうふうに思います。

他いかがでしょうか。

[会長] どうぞ。

[委員] すいません。全く初めてで、慣れてないしよくわからない素人なんですけれども、今のお話をお聞きしててね、町が持つてる土地っていうのがどの程度私はこの町にあるのかわかりませんが、例えば、私は団地に住んでるんですけどもその近くにもここは町の土地だよっていうところがあるんですね。でも、草がぼうぼうになって、時々刈ってくれるって感じで、何か活かさへんか、すごいもったいないなっていつも思うんですね、で、町の土地等の境界がどうのって言ってはりましたけど、町の土地がどれぐらいあるかわかりませんがそれを農地としてね、貸し出して生産、それが法律的に生産緑地になるかどうかというのは全然わかりませんが。そういう土地を貸し出して、それを農地として生かすっていう方法ってのは考えられないんですか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はいまずお答えします。まずですね生産緑地にする必要は、今のやつですね町の持ち物になるので生産緑地の指定は特段必要ないのかなというふうに思います。税金の免除とか関係ないので、指定も特に関係ないです。

今おっしゃった若山台の方とか、ちょっとどちらの方かわからないんですけど、その辺の町有地の管理は総務・債権管理課がしていたり都市整備課がしていたりっていう話になるんですが、確かに草刈をしている状況とで、一部の市町村においては、実際にですね京都市立とか大阪市立がそういう言い方があるんですが、市立の市民農園っていうのを作られてるところもあるのはあります。島本町においては今現在それはないという状況になっておまして、こちらの方はちょっと農業政策になってくるので、都市計画課がなかなかお答えしにくいんですが、ただ、それが決して大多数あるというわけではなくて、やっている自治体もあるというような、お答えでよろしいですかね。

はい。すいません。

[会長] はいどうぞ。

[委員] それではね、ここの、ここで話し合うべき内容ではないのかもしれませんが、町がどれぐらいの空き地とかね、持つてるかっていうこととそれの有効利用に関して、今後ちょっと、何ていうか考えていただきたいっていうかね、多分、農業やってみたいっていう人私もそうですが私はファミリー農園お借りしてるんですけども、たくさんいると思うし、より近くにあった方が、やりやすいついていうかね、とても健康的だと思いますので、ぜひその辺も、町として、そういう、なんていうか、町が持つてる土

地を農地にするってことも考えていただきたいなというふうに希望いたします。以上です。

[会長] はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。どうぞ。

[委員] すいません。先ほどですね、生産緑地地区に指定されなかった理由として、農地として管理されてなかったというふうな事例があった、ということですけども、この何か具体的な理由をお聞きしたいということと、もう1点ありまして、これですね、緑地、生産緑地地区の指定によりましてですね、農地に、いきなり、マンションが建ったりとかですね。そういうことを、ちょっと抑止するようなですね、力もあるのだと思うんですけども、今見ますと、1割くらいだというと指定されてるのが、この状態だと、あまり、今後ですね。例えば一中のところですね、農地があって、それぐらいですけども、マンションがぼんといたしまして、かなり住民の方がですね、苦情だったというか、あったんですけども、そういった所、状態がですねまた今後も起こるんじゃないかなと、ちょっと懸念をしてるんですけども、そこら辺ですね、お答えできる範囲で、お願いします。

[会長] はい。事務局からご回答をお願いいたします。

[事務局] はい。農地として管理されていなかったところっていうのは駐車場になっておりました。

もう、1点言っていたいた確かに農地市街化区域の農地であれば届け出を出せば、建物が建てられるというところになってますので、今、委員おっしゃったような事案も考えられる事案の一つかとは思いますが。ちょっと都市計画課の立場としましては、どっちがいいというのはなかなか言いづらいところなんですけど、ただいまの都市計画としては生産緑地をなるべくふやしていきたいというふうに考えておりますので、迷っておられる方が実際おられましたし、やめておくという判断をされた方もおられるんですけど、こういう方法をしたらいんじゃないでしょうかというような提案とかもしながら、指定申請の相談というのを随時、期申請期間中を受け付けておりましたので、今の、都市計画課としては、一筆でも多くという考え方で指定をなるべくしたいご相談になるべく乗っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[会長] 委員よろしいでしょうか。

[委員] はい

[会長] ありがとうございます。他いかがでしょうか。

[事務局] 議長すいません。

[会長] はい。

[事務局] 会議開始から45分経っております一旦ご休憩よろしいでしょうか。

[会長] それでは、ここで一旦休憩に入りたいと思います。5分の換気をしますので、10時51分から再開したいと思います。

はい。それでは51分になりましたので、再開したいと思いますよろしく願いいたし

ます。はい、それでは引き続きですね、この生産緑地の件につきまして何か。ご意見、コメント等ございませんでしょうか。

[委員] はい。

[会長] では委員お願いします。

[委員] それぞれの質疑とでいて、見えてきましたので、ちょっと議案から大きく広がるかもしれませんが、今回、出てる部分ですね。大きくても面積的に限られた面積であるというふうに考えます。島本において例えば今回の生産緑地の指定においてもその法人とか、企業さんが参入してくる、こういったことも改革の一つの、目玉ではありますが、島本町においてそういう大きな面積のところってないですかね。そこだけ確認させてください。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] 市街化区域内に。まずですねと。生産緑地指定するところっていうのは資料6ページにある通り、一番大きいところで、広瀬地区の0.23、ごめんなさい、東大寺が大きいですね、0.2なんぼぐらいで0.2幾つとかそれぐらいの面積になってますので、そんなに大きな面積はございません。いいましてですね、その他にもですね例えば法人となると、おそらく非常に大きな面積が、それこそヘクタール単位の面積が必要になってくると思います。そういうところの農地が一筆で何ヘクタールもあるところってのは当然なくって、固まったところっていうのは高浜地区であったり、東大寺地区の方にあるのはあるんですが、いかんせん、一筆が小さいのでなかなかそういう農業生産法人というような感じの使い方っていうのは難しい区画形状になっているかなというふうに考えております。以上です。

[委員] はい。よろしいでしょうか。

[会長] はい。どうぞ。

[委員] 一筆が小さい状況でありますので、それぞれで、先ほども強化イメージの部分ですね、本町が主体的に、やはり明示を確定していくとなると町負担が出てくると。いうことも、一定理解をいたしましたので、ただ小さなところを集めていって例えばその大きく面積を広げる土地、用地交換とかですね、そういったところまでは大きく考えていらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。今後ですね、大きなビジョン的にです、島本町として、その農地の区域の部分っていうのを。

[会長] はい。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] すいません、農業委員会としての役割として、農地の集約化っていうのがありますので、ただ現実的にはやっぱり地権者間の調整でありますとか、なかなか進んでいないのが実態でございます。町としても、その集約することによって農業を続けやすい環境になるのは間違いないと思っておりますので、機会がもしあればですね、そういった部分については、町としても、農業委員会としても、積極的に関与していただけたらなというふうに思っております。以上でございます。

[会長] はい。よろしいでしょうか。

[委員] はい。

[会長] それでは他にご意見。いかがでしょうか。

[委員] はい。よろしくお願いします。参考までにね、これ今回の何ヘクタールから2.7ヘクタールでね。固定資産税が、これかなり下がりますよね。それで減収となる税金は、参考まで聞かせていただけますか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。前回というか、少し前の都市計画審議会のときにもお答えしたんですが、前回の指定で、約1.83ヘクタールで230万円程度ということになっておりました。で、単純にちょっと比率で計算するしかないんですけども。2.1ヘクタールで約260万円ぐらい、今回の指定で約35万円ぐらいになるかと。ただこれはちょっと立地によって変わってくるんですが、おそらくそれぐらいになるというふうな計算になっております以上です。

[会長] 今のは年間の額っていう理解でよろしいですか。

[事務局] そうですね。年間の固定資産税のです。はい。

[会長] はい。ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 他いかがでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 委員、お願いいたします。

[委員] すいません。素人で、ちょっとまたわからないことがあるのであれですけども、生産緑地制度っていうのは、農業をなりわいとしてする人以外でも別に問題ないわけですよ。例えば、ファミリー農園みたいに自分で作ってちょっと自分で食べたいとか、その辺を、今の、先ほど委員が聞かれたのはそのたくさんまとめて、1か所に広いっていうふうに、私お聞きしたんですけど、こんな場所でね、農業で食べていくっていうのじゃ不可能だと思ってるんですよ。土地もそんな広くないし、それよりは、個々人の、一般家庭の人たち、コロナ禍のこんな時代だと、やっぱりより、自分の地元での健康づくりとか、リモートなんかで時間もできることですし、そういったものに使われる方が、どちらかという、いいんじゃないかなっていうふうに思うんですね。なのでその辺ちょっと私、ちょっとわからないんですけども、そういうふうに、生産緑地制度が使えるっていうことなんですかね。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。お答えいたします。おっしゃる通りでございます。先ほど他の委員の方からもご発言あった通り、例えばそこを貸してもいいと、というような制度になっておりました。ただし条件がありまして、法律で決まってるんですけど、300平米以上の農地であることと、いうことが決まっております。で、島本町におきましては、昨年か

ら条例を改正しまして、300平米以下に指定をさしていただきまして、規模の要件を変更させていただきまして、ちなみにこちらは3大都市圏の特定市以外で300平米に引き下げたのは島本町だけとなっておりますので全国です、そういう意味では、3大都市圏の特定市じゃないのにやっているところというところでちょっとハードルは下げさせていただいたと、というような感覚ではありますので引き続き、皆様が指定しやすいように努めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

[会長] はい。ありがとうございました。

[委員] わかりました。

[会長] はい。他いかがでしょうか。

[委員] はい。先ほどからですね300平米に引き下げたのは3大都市圏の特定市以外では島本町だけだったりとか、あと農地アンケートも昨年かその前とったと思うんですけどそれも大阪府の中ではないと、農地を買って持ってる方すべてにアンケートをとったというのは珍しいことだというふうに聞いていて、この数年間、島本町とか農業委員会さんとしてはすごく頑張ってるなと思うんですね。ただそれが結果に結びついていないなんていうのは住んでるものとしての実感なんです、その辺りはどの辺に要因があると思われておられますか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] まずすいません、生産緑地の指定が進まない理由というところからちょっとお答えさせていただきますと、それはやはりですね所有者の方のご意向ということが一番大きくてですね、貸してもいいよということは当然、お話をさせていただいているんですけど、30年っていう法律で縛られてる条件がありまして、なかなかそこに一歩踏み出せないっていう方が、実際それで辞められてしまった方もおられるので、一つの大きな要因というかほぼ、都市計画にはそれが要因になってしまっているのかなあというふうに考えております。以上です。

[委員] ちょっとここで答える方がいいかわからんですけども、参考まで言いますとね。やはり30代で30年間という、今までは30年間、ご本人が農業を続けると。ただしそれをしたら、あとは行政の方で買い取ってもらえるといったことだったんですね。それが、それではなかなかする人おられないんで。人に貸してもいいですよとか、農業農地として、キソンすればいいですよというふうにかなり緩和されてきたんです。でもやはり30年だね。自分の土地をですね、もし必要な場合、売って何かしたいと、子どもの財産作ったり、相続したりといった場合これできないといったことがですね、一番のやっぱり一つはネックとなっています。

聞いてるとね。今回はそれで、ご本人、所有者が亡くなった場合はですね名義が変わったら、そこで判断できますよということになってるんですけども、その辺がですね、かなり大きなネックです。それとやはり日本の場合、人に物を貸すと、この返してくれ

といったときに、トラブルが起こる。お金が要ると言ったことは、多々例がございますんでね。そういうことも、やはり農業者の方は考えられて、そしたら今のまもっておこうといったことが多いということですね。

はい。以上です。

[会長] はい。ありがとうございますよろしかったでしょうか。はい、どうぞ。

[委員] はい、わかりましたやっぱりその30年維持というところがなかなかネックになっているということですので農業委員会さんとしても行政としてもそのあたりが何とかできるようにしていただきたいなと思います。

それと、人に物を貸すとやっぱりトラブルっていうのはもう、そのなかなか気になるところだと思うんですが、貸借の円滑化法では持っている方が、そのあたりの主導権を握れるっていうふうになったと思うんですがそこそこは克服されているという理解でよろしいでしょうか。

[会長] はい。事務局の方からご回答をお願いいたします。

[事務局] あ、すいません。本来は、ちょっと私がお答えすべきことじゃないかもしれませんが、今おっしゃったのは都市農地の貸借の円滑化法のことかなと思います。そちらについてはですね生産緑地になった話になってまして。生産緑地をした後、その法律が使えますということなんですけど今、委員おっしゃった通り、農地所有者がちゃんと返してもらえるとこの言い方がいいのか悪いのかちょっとわからないんですが、ちゃんと約束通り、指定をした年度に返してもらえるように貸しやすくなっているために作られた法律というふうな認識で説明会の時もそういうご質問いただいたので、そういうふうにお答えしております。以上です。

[会長] はい。よろしかったでしょうか。

はい。委員、何かはいい。よろしくをお願いいたします。

[委員] はい、意見ですけども。今日の7ページにありますように、市街化区域内の数、生産緑地、地区の指定は市街化区域内のすぐれた緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を、計画的に保全し、もって、良好な都市環境の形成に資するためというふうになってございます。それでですがこの生産緑地法に基づく生産緑地、さらに、都市計画法での生産緑地地区の指定は、本当に計画的に、配置してきたのかっていうと実はしていない。これは島本町だけの問題ではなくて生産緑地法の持っている限界性がもともとありまして、市街化区域内の、農地の税制優遇をするということから始まりましたので、必ずしも緑地機能を本当に評価できたかかっていうと実はできていなかったっていうのは、今までの現状でございます。

今日、ここで議論を聞いてますと、まさしくこの市街化区域内にいかにか緑地を担保するかかっていうことの議論がなされてたかと思しますので、この、生産緑地地区の指定に加えて、様々な手法で、農地をはじめ、空き地を担保するという方法があります。

例えば、市民緑地といった制度を使う。これ都市公園法に基づく制度ですけども、使

うであったりだとか、場合によっては借地公園ということもあろうかと思えますし、といったことも含めて、今日のこの生産緑地地区の指定だけでなく、またおそらく、こういったことは緑の基本計画ということになるかと思えますけども。市街化区域内における緑地の配置をどうしたいのか。そんなことが、計画的に検討できると。全国的にない先進的な取り組みというようなことで、できるかと思えますので、何かの機会があれば、検討いただければなというふうに思います。

[会長] はい。ありがとうございました。ご意見として承ります。ほか、いかがでしょうか。

[委員] はい。すいません。先ほどちょっと固有名詞が出ましたので誤解のないように、あくまで私が質問したのはまちづくりの大きな観点で、可能性をちょっとお聞きした部分であります。そして300平米で下げた場合の議案におきましても賛成しておりますので、すいません誤解のないようによろしくお願いいたします。

[会長] 今の件は、あれですかね民間の大きな農業法人の件ですね。

[委員] はい。

[会長] 伺いましたがいかがでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 委員よろしくお願ひします。

[委員] すいません30年間のね、先ほど委員ですか聞いて非常にわかりやすかったんですね。ずっと貸してたら返してもらえないとかね、30年間、一旦そうなると30年間維持しないといけない。これっていうのは、どうにも変えようがないんですかね。なんか。

[会長] 法律で定まってる件なんですけど、事務局の方から、はい、回答お願ひします。

[事務局] はい。すいません。もう今会長が言った通り、生産緑地法に指定されていきますのでいかんようにも変えようがありません。以上です。

[委員] わかりましたありがとうございます。

[委員] ちょっともう一つ、コメントをさせていただきますと、実はこの生産緑地法で生産緑地地区指定をするときに、30年間、そこが農地でなければならない。また、そこは自作で農地を農業を営農しなければならないということが決まったのは平成3年なんですね。まず、一昨年度から、生産緑地地区の指定というのを、3大都市圏プラス特定市以外でということ運用されていますが、もともとは平成3年の時代に、市街化区域は、基本的には宅地化をしていく。そのために30年という縛りをかけると。もう農地としてやっていかれへんやろうと。とにかく、宅地化する農地を明確化しようという、意見もあって、この長い縛りになってます。そのことによって、緑地としての永続性は非常に担保できるということではありますけれども、一方で厳しすぎるんじゃないかという意見はございます。今般、平成3年から30年が平成33年、全国で、この生産緑地法が大きく改正された平成3年ですので、そっから30年っていうことではありますと、

そろそろ、平成33年ってのが来るんですが、全国的にこの30年を迎えようとしてますので、そうすると次、いつでも辞めれるという状況になって、次は特定生産緑地っていう制度が変わって、次は10年だというふうに法律が変わってます。次で30年後の後です。はい。なのでここもしかしたらこれ島本町で、今から展開していくということでいくとこれ、生産緑地法上は30年ですのでこれは変えることはできませんけども、本当にこの期間はいいのかみたいなことは、議論をしていくんで、生産緑地という形で保全をしていくのか、別の農業政策で保全をしていくのかっていうなことは、すぐには答えてませんが議論をしていく、検討するという余地はあるのかなというふうに、はい。

[会長] 委員よろしくお願ひします。

[委員] 今ちょっと関連しますけど、そう今おっしゃられたようなことなんで、今までは島本町の場合とはにかく生産緑地をないんですから、作ろうということで作った。高槻市なんか今おっしゃったように、30年がもう目の前に来るんですよ。そろそろ買い上げないかん。市がね、けど買い上げることはできない。だからもう10年特定生産伸ばそうと言った全国的な今動きなんです。だから今後島本町でやる場合は、この生産緑地というのは生産緑地というのはね、農地を持ってる所にもね、かなり大きなメリットがあるんですよ。固定資産税が非常に下がるんで。十分の一くらいまで、だからそういう今後作る時はですね島本町も、やっぱ計画的にね、この地区に、例えば多目的利用ができますんで、非常時の場合に、この地区はないから作ろう、この地区はあるからやめとこうと、こういったことをね、事務局がよく考えて、計画的に作っていくということが今後は、大事ではないかなと。そして、島本町の人口とみあって最低これだけ減るといふことでできないとかどうするかといふと、それは町はね、その土地を買って公園を作るとか、してやっていくと、いったことにするのが理想ではないかと私は思っています。以上です。

[会長] はい。ありがとうございます。はい、どうぞ。

[委員] 委員が言われた緑の基本計画の話なんですけど、今の委員のお話とあわせてやっぱその計画的にというところでは、緑の基本計画があるといいのかなってふと思ったんですが島本町は、数年前にその計画が一旦効力がなくなって、作り直してないと思うんですね。そのあたりの緑の基本計画のその何ていうかな、どう考えておられるのかとか、ないにしても、今委員が言われたような、その計画的なところほどのように思われてるのか、見解を伺いたいです。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] 今いただいた緑の基本計画の件につきましては、今ちょっと検討段階にありますが、周辺市ですね近隣市等の指定状況等も踏まえまして検討して参りたいと考えております。はい。以上です。

[委員] はい。

[会長] 委員よろしくお願ひします。

[委員] 質問なんですけども、先ほど、30年ですね、生産緑地になった場合、島本町が買い取るということは決定していらっしゃるんですかね。前回も前々回の部分でもご質問させていただいておりますけど。買い取りまでは決定してなかった答弁だったと思うんですがちょっと確認させていただきます。

[会長] はい。事務局の方から回答お願いいたします。

[事務局] はい。ちょっと前回、どのようにお答えしたかというのが今はっきりとは覚えていないんですが、法律上を原則として買い取るものとするというふうになっているというご説明はしたかと思ひます。ですので原則は買い取るということにはなっているんですが、いかんせんその財政上の問題がありまして、全国どこの自治体におきましても、買い取っている事例はほとんどないという状況です。で買い取った事例をちょっと調べさせていただきましたら、事前にもうそこに公園を作る予定があったであったり、そこに道路を通す予定があったというところで、そのタイミングでそのなんでしょう買い取り申し出が出てきたっていうときに、買い取った事例というのは、近年においてはほとんどそれしかない。ていうふうに聞いておりまして島本町においては30年後になるのでどうかという話はわからないんですが、今仮にどなたかから買い取り申し出が出てきたという段階であったとしても、なかなか、この状況で買い取りますっていうのは難しいのかなというふうに考えておりましてその場合は農地のあつせんというふうな方向に持っていくと、いうふうになると思ひます。以上です。

[委員] はい。えっとですね前回、質問させていただいてる中の根拠的にはですね、やはり買い取りしていくには島本町の財政も、やはりキープをしていかなければならない状況なので、生産緑地に指定したいと。それを指定することによってやっぱり島本としても買い取る覚悟を持っているのかという部分でありましたので、その当時の答弁では、まだはっきりされてる答弁ではなかったんですが、事実上他市とかの、計画でいけば公園や、道路になるというような、用地ですね農地を買い取られてるということ。ですから先ほど他の委員からありましたように計画性を持っていかなければならないと、で、事実上高槻市さんでも今すぐはやっぱり一気に買い取れないということなので、段階を経て延長していくと。そうするとその30年で、その地権者さんが、いらっしゃればいいですけど40年、変えるとすると代が変わってくる、こういう問題がありますので、この点の部分ですね本当に、実質あがってきた部分として島本としては、30年後、職員の皆さんいらっしゃらないかもしれないですけど、その財政もかんがみて、議論いただきたいということ、前回も要望しておりますので、その点お願いいたします。なので、できれば集約などをできるような、将来的にはですね、そういうのも二面性を持った方向の計画を作る思案をしながら、していただきたいと、いうことを要望いたします。

[会長] はい。ご意見として承ります。それではすいません。この、付議された議案ですけれども、今回は生産緑地地区の指定についてということなんで、今、制度に関するご

質問等、いろいろいただいたんですけども。これについてはまた、今後ですね付議をする時には、できるだけわかりやすく、制度を説明していただいて、その中で、ここでは、この指定をするということについて、本当に良いのかどうかということを経済、決定をすれば、それが先ほどあった、税制の優遇であったりとか、いろんな制度に繋がるっていうことなのでその辺りを総合的にご判断いただいて、この議案についてですね、ご案内いただけたらというふうに思います。最後この指定につきまして何かご意見ございませんでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 委員よろしく申し上げます。

[委員] よその自治体では都市計画審議会で、生産緑地の案件が出るともうほとんど解除の案件ということで、30年経たなくても、営農者が故障したり死亡したりということで、農業を続けられないということで、その解除っていう前にまず買い取りをしてもらいたいという話が出て、でもほとんどの自治体もちょっと無理ですということで、解除されるということなので、今回指定、上手く初めて指定ということなので、指定されますけどこれがずっと続くかっていうと、そういうわけでもないという現状はちょっと理解していただいた方がいいかなというふうに、思っております。ですからほとんど買取の話で先ほど出てきましたけども、実態としてはもう買い取りはほとんど無理ということですので、むしろ地域の皆さんが地域の農業を活性化するように、もし何か支援するとかですねそういう方向性がない限りはちょっと無理かなというふうに、思っております。意見ですけど、よろしく申し上げます。

[会長] はい。ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい。それでは他にご意見がないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。今回の案件は諮問となりますので審議会として答申が必要となります。今回の議論では、していただいて反対するご意見はあまりなかったと思いますので、答申案自体については、議案同意とすることに特段の意見はないという趣旨の答申にさせていただきますと考えてますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[会長] ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますと思います。それでは次第の方に戻りまして案件5に進めたいと思います。案件5これは、報告案件でございます。JR島本町西地区まちづくり委員会からの提言について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

[事務局] はい。それではご説明させていただきます。本日は報告案件といたしまして、昨年度の都市計画審議会において、JR島本町西地区地区計画の決定に際しいただきました附帯意見に対する取り組み進捗状況を、お配りしております資料を用いてご説明させていただきます。

資料21ページをご覧ください。令和元年7月31日に開催いたしました、令和元年

度第1回島本町都市計画審議会におきまして、JR島本駅西土地地区画整理事業に係る都市計画案件についてご審議いただきました。このうち、地区計画の決定に際しては、ご覧の都市計画審議会会長からの答申の中に、町に対する附帯意見がありまして、三つ目の項目にあります、まちづくりにあたっての、質の高いルールづくりや、事業実施にあたっては、地域住民や専門家なども参画する委員会や協議会などの意見を反映されたい。との内容から、島本町におきまして、資料22ページ目になりますが、こちらの設置要綱に基づきまして、隣のページ資料23ページに記載されてさせていただいております、委員構成からなります、JR島本駅西地区まちづくり委員会を設置いたしました。

次に資料24ページをお開きください。こちら、当委員会は、当初、令和元年度末頃からの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、会議が延期となり、令和2年7月からの開催となりましたが、令和3年1月に第7回の委員会を開催し、合計7回の委員会を開催して参りました。委員会では、JR島本駅西地区及びその周辺地区についてのまちづくりのコンセプトや、経過、歴史文化、生活環境、共生社会、自然保護、保全、環境保全、安全安心、レジリエンス共同エリアマネジメントといったまちづくりの基本方針をもとにご議論いただき、島本町が今後取り組むまちづくりガイドラインの策定に向けた提言として、委員会でご議論された内容を取りまとめられる予定となっております。委員会からは、今後島本町へ提言をご提出いただく予定となっております、その後、島本町においてこの提言の内容を踏まえたガイドラインの方を作成する予定となっております。また、このガイドラインの策定ができましたら、ご報告させていただきたいと考えております。JR島本駅西地区まちづくり委員会からの提言についてのご説明は以上です。

[会長] はい。それではただいまご説明を受けました案件について、委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 委員よろしく申し上げます。

[委員] すいませんちょっと聞き逃したかもしれないんですけどもこれを年度内にまとめて、違いますね、来年度以降に、4月以降に事業者組合の方にガイドラインを、町が作成して提出するというものでいいですか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。今後のちょっと御予定に関するご質問かと思っておりますけど、今のところですね委員会の方で、提言書の取りまとめが行われておる状況です。ちょっと時期の明確なところまでは委員会のちょっと進捗にありますので、はっきりとしたところはございませんが、今後の流れとしましてはこの委員会からの提言を町が受けまして、町がガイドラインを取りまとめ、このエリアで事業される事業者とそのガイドラインをもって協議していくという流れを、になるかと思っております。

以上です。

[委員] はい。

[会長] 委員どうぞ。

[委員] はい、わかりました。一方でですね工事はかなり進んでいると思うんですけどこのガイドラインっていうのはその進捗になんというかな、まちづくり委員会でも言われてたと思うんですけど、間に合うのかなってその、言ったはいいけど、もう聞いてもらう段階じゃないとかになったらとても悲しいのでそのあたりのところと、あともう一つは、これはもうあとガイドラインが出たとして、この都市計画審議会には諮られるとかどうか通らずにもう直に、事業者と組合に行くということになるんですか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] 今事業が進捗している最中やということでその内容が効いてくるのかどうなのかっていうことなんですけれどもこちらにつきましては可能な限り行政といたしましても組合の方と協議して、検討していただきたいと考えております。そのガイドラインにつきましてはですね、これは町の方で策定させていただくということですので、都市計画審議会の方には報告をさせていただく予定でございますけれども、ここで諮るとかそういったことに関しては考えてはおりません。以上です。

[会長] はい。他いかがでしょうか。

[委員] いや、よろしく申し上げます。ちょっと私疑問に思ってるんですけどね。この地区に防災公園を作りたいというような発言をされてる方が、町内の方を広報して回られてる、或いはパンフレットを配っておられるんですけど。ああいった計画というのはこういったまちづくりの委員会の中やとか、現実にも工事が進んでいってる中で、ああいったことが本当に実現可能なんですかね。事務局の方から聞きたいと思いますが。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] 防災公園に絡むお話なんですけれども、この事業区域内に公園を設けられまして、組合さんの方で整備という形で、公園ですとか道路とか整備をされていく中で、公園に防災機能等を持たせるということは今検討されておられるとは考えておりますけれども、防災公園等を作られるというふうにはお聞きしてはいたしておりません。

以上です。

[会長] はい。よろしいですか。

[委員] 私もまちづくりの委員会は、何度か傍聴させていただいたんですね。で、それ以外にも、JRの西地区の開発に関しては、かなり長い間いろんな町民の意見も出てましたし、私も、タウンミーティングとかそれから、いろんなところでね、意見も出させていただいたんですね、それですが、何なんかこう、町民の多くの意見が、聞かれないまま、あんまりこう反映されないまま、進んでいっているっていうふうに私自身は、町民として感じているということが一つなんですけど。

それと、一つ防災の件ね。あそこはかなり広い田んぼでしたから水が浸透していくっていうか下までね、何か水を止めるところは作られているんですけども、足りるのか

なっているのはすごく心配で、今、大きな大規模な災害でね。あちらこちらで起こっていますので、その辺のこともすごく私は心配していますから。

防災公園というのはぜひその辺ちゃんと考えていただきたいなということが一つと、それとここにも尾山遺跡のこととか、埋蔵文化財のことも書いていますけど、私はものすごく気になっていまして。そのエリアっていうのは、ご鳥羽上皇の水無瀬離宮のかなり広大な離宮があった場所だってことは、近年、研究でね、どんどん明らかにされているんですね。後鳥羽上皇の前だかどうだかちょっと私もこの、詳しいことわからないですけれど、青い石の泉が出てきたりしても、すぐに壊しちゃったりとかね。

なんかやっぱ町のそういう歴史資産っていうのもやっぱ、もう少し大事にしていきたい。それがのちのちの観光資源とかにもね、なる可能性は十分ありますし、そういったことで、奈良女子大の先生なんかもすごくいい提言されていたんですけども、そういったこともほとんど何も取り入れられなかったということで、非常に不満に感じています。だから、ガイドラインはもちろん、土地の持ち主の方のことがありますから、何もかも町民のいうことということっていうわけではもちろんないですけど。十分にやっぱ町民の意見も取り入れる、最大限努力をしていただきたいなというふうに感じています。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。1点目の防災的なニュアンスのご質問いただいたとは思いますが。区域内にもともと田んぼがたくさんありましてそこを開発するというので、区域内にですね、防災調整池ですね、いわゆる水を一度一時貯留する施設を設けると、そういったことに関しましては、大阪府の技術的基準に基づいて設置されるという感じでお聞きいたしております。

また公園等ですね、そういった防災機能を持たす等の、ご意見まちづくり委員会をいただいておりますし、2点目の防災文化財の方にも関係いたしますが、まちづくり委員会の中で、そういったご意見たくさんいただいておりますのでそういう、提言にいただいた提言に基づいて、ガイドラインを策定し、事業者の方と積極的に協議して参りたいと考えております。以上です。

[町長] はい。

[会長] はい。よろしく申し上げます。

[町長] 防災公園なんかについては大きな政策的な観点からの必要性があると思います。職員はなかなか答えにくいと思いますので、ちょっと私から答えさせていただきますけれども。大きな防災公園ってなりますと国の補助金を入れたらどうかって話もあったかと思うんですけどもやはり国費を入れても2分の1は町負担が発生しますし、今面積的な要件も2万平米までですね、必要になってくるということですので、そのサイズの土地を取得しようと思うとやはり10数億かかった。町単費で10数億かかってくる。そうなった時に現状の町の体制で大丈夫かっていうところもありますので、これは大き

な判断が必要になってきますので、今の段階では私は現実的にはそれは無理だろうという判断をしておりますので、現状の進め方をさしていただいているというところがございます。以上でございます。

[会長] はい。いかがでしょうか。他、ご意見、ご質問いかがでしょうか。委員よろしいですか。どうぞ。

[委員] 予算の件はよくわかりますそんなに、無限に予算があるわけじゃないですからね。ただ、何か災害が起こったときにどうなるかっていうことは、そのお金がどうのって問題ではないので、それが本当にやっぱある程度安心感を持って、居住していけるようなまちづくりにするっていうのは町の責任だと思いますし、住民も、やっぱそこは町に当然のことながら、一番期待するところですので、その辺はね、別に防災公園がおっきいのつくれないとかいうのができないのはわかりますけどそれ以外に、どういう方法があるかってことは、やっぱり、命を守る、安全を守るってことは最も大変大切なことですからその辺はよくお考えいただき、いただきたいと思います。

[会長] はい。事務局の方から何かご回答ございますでしょうか。

[事務局] はい再三いただいております防災に関して、何かまちづくりを入れていくということに関しましては、まちづくり委員会の中でも、たくさんご意見いただいております。こういった内容につきましては中でも精査させていただきながら、ガイドラインを策定させていただいて、組合さんの方とまちづくりの方の協議を行って参りたいと考えております。以上です。

[会長] はい。他いかがでしょうか。委員どうぞ。

[委員] はい。先ほどですね、この都計審もこの今後ガイドラインが出たとしても都計審通ることはないと言われたので、お願いしておきたいんですが、住民に対する周知の件です。

都市計画の変更、もう2年ほど前ですかね1年半だったかな。100人以上の傍聴の方が来て、大変注目されていたということもありますし今、委員が言われたようにそれまでの間にも相当数の住民の意見が集まっていたと思います。それを受けて、このまちづくり委員会というのが都市計画の変更そのまま行われてしまったけれども、あえて開催するという選択を島本町がとられたと思うんですね。ただ一方で、それが行われてることはほとんどの住民の方知らないと思うんです。なのでガイドラインは、その住民さんの意見を受けて、これだけの時間をかけて協議しました。そしてこういうことをお願いしていますということは、広報なり、掲示板でもいいですけど住民の方にその意見をそういった住民の方に届くように広く、通知していただきたいのが1点。もう一つはできる限り協議、受け入れてもらえるように協議して参りますって言われたんですけど、それがどのように受け入れられたのか、どの点が受け入れられなかったのかっていうのが、やっぱりわかりづらいと思うので、そのあたりも事業者の方と相談して、これを受けてこういうふうに変えましたっていうところも、わかりやすく住民に説明していただ

きたいなと思います。この点、見解を伺いたいです。

[会長] はい。ありがとうございます。今の件は、まちづくり委員会の市民に対するあり方であって、広報のあり方とか、この都市計画審議会でのこの議論ではなくてそのまちづくり委員会と住民との間のコミュニケーションをより活発にというような趣旨のご意見というふうな理解でよろしいでしょうか。

[委員] はい。まちづくり委員会と住民ということもありますけどその大元というのはやっぱりこの都市計画審議会の附帯意見にあると思うので、そこも責任持ってやって欲しいなという関連。大きな枠の中で、周知をお願いしたいということです。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。その辺はちょっと現段階で詳細なことを申し上げることはできないかもしれませんが、ガイドラインの周知方法につきましては、いただいたご意見等を踏まえまして、検討させていただきたいと考えております。その協議の結果ですねそういうまちづくりの進捗状況ですとかそういったことに関しましても、何かの形でどこがどうなったとかいうことに関しては、可能な限り情報なりは提供させていただきたいというふうには考えております。具体的にはまた検討させていきたいとは考えております。以上です。

[会長] はい。よろしいでしょうか。どうぞ。

[委員] はい。よろしく申し上げます。今ちょっと答弁というか抜けてたのは事業者の方に対してもどこを取り入れたか、でもこの点は取り入れられなかったってところも、わかりやすく言って欲しいっていうところもぜひ申し上げます。

[会長] はい。ご意見として承ります。他いかがでしょうか。はい。ただいまいただいたご意見につきましては、また内容を整理しまして委員会の方に、まちづくり委員会の方にもまたお伝えしたいと思います。

はい。他に、ご意見がない。

[事務局] はい。

[会長] どうぞ。

[事務局] 先ほど、会議再開から45分と、

[会長] これで区切ってとっておりますので、はい。他にご意見がないようでしたら、ここまでにしたいと思います。先ほど、今事務局がありました通り案件6が、次にありますけども、まず換気の時間としてまた5分休憩をとりたいと思います。11時40分から、ということで、よろしくをお願いいたします。

それでは40分になりましたので再開したいと思います。全員お戻りになりましたがまだですね。はい。もう少し待ちたいと思います。先にお伝えしておくと、次は25ページからの資料になってまして、都市計画マスタープランの改定に係る進捗状況ということで、この報告書を使った説明があります。

はい。それでは戻りましたので案件6、都市計画マスタープラン改定に係る進捗状況

について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] はい。それでは現在の進捗状況をご報告いたします。

25ページをお開きください。昨年10月に、委員の皆様にはお知らせいたしました通り、本町においては、令和3年度中に都市計画マスタープランの改定を予定いたしております。その際委員の皆様からもご意見を頂戴し、町内在住の3,000名の方を無作為に抽出し、実施したアンケート結果の速報版がまとまりましたのでご報告いたします。

設問につきましては、昨年11月に皆様にお知らせいたしました通りとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、調査時期を令和2年12月1日から15日までとしておりましたが、25日までに届いたものを集計したところ、27ページ目にございますけれども、1496名で回収率が約49.9%という形で回答いただきました。

現在は、こちらの方に置かせてもらっているものは単純集計のみ集計が終了しており、その結果につきましては皆様にお配りしている資料の通りでございます。

今後これらの調査結果の資料整理と分析を行うとともに、自由記述欄の整理を行って、次期計画策定の際の参考資料として用いたいと考えております。

またアンケートのほかに、町民の皆様のご意見をお伺いする場として、ワークショップを開催するため、町内在住の200名の方を無作為に抽出して、参加者を募集する案内チラシを3月1日に郵送いたしました。

現在は参加者を調整してるところではございますが、4月・5月頃にですね、1回ずつワークショップを開催したいと考えております。事務局からのご説明は以上でございます。

[会長] はい。ありがとうございます。それでは、報告案件ですけれども、今ご説明いただいた内容につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

[委員] はい。今回アンケートを受けてこの後ワークショップをして、そのあとに案を作って、審議会にかけていくという流れだと理解したんですが。ワークショップに関してはこの4年間、町長になってから割と他の総合計画とかでも導入されてたと思うんです。それで、その時のワークショップを見ていると、割と充て職というかこの団体の上の方とあと公募委員が少しみたいな形だったんですけど。今回は、200名の方に郵送して、そういう無作為ですね、無作為抽出の住民の方に、何歳以上とかあるんですかね。ちょっとお伺いしたいのと、抽出してその方だけで、するということなのかっていうのと、あともう一つは、ずっと見てきて思うのは、何ていうかねちょっと出てきて意見言ってもなかなか知識がないと判断できないところがあると思うんですその辺りせいかく都市計画、いろんな住民の方のまちづくりに対する意識も高まっている中なので、今の時勢としてはこういう都市計画というのはこういう事由があるんですよとかそういう辺

りもぜひワークショップの前に、参加される方に、何か伝えるっていうかそういうことがあるといいのかなと思うんですがこの点いかがでしょうか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。お答えいたします。ワークショップのやり方につきましては、今委員おっしゃった通りおそらく地方では初めての取り組みの方法で、おっしゃった通り無作為で、200名の方にワークショップ参加しませんかと言って募ったという方式になっております。

今ご参加の皆様のお宅に届いたかどうかちょっと存じ上げてないんですが、その中で参加しますと言っていた方に、来ていただくという方式になっておりまして、おっしゃっていただいた通り事前にある程度のレクチャーではないんですが、都市計画マスタープランのことは何、どういうものですかっていうのをご説明した上で、実施していくというふうな方針で、今のところは組んでおります。幼稚園とか来られたら困るのでアンケートと同じ16歳以上でごめんなさい無作為とはいえ、一定の年齢制限は設けておりました。

あと、ちょっともう1点申し上げると、完全に無作為ではなくて、人口割でだから全員水無瀬とか、全員江川とかなくてもよくないかなと思ひまして、人口割で発送していますので、完全な無作為ではなく、一定の年齢で、人口割で募集しているという形になっています。以上です。

[委員] はい。わかりました。今までの審議会を見ても年齢だったり性差だったりっていうところがやっぱりちょっと高く、男性と高くよりがちだったと思うんですけどやっぱ今回その無作為、人口割があるとはいえ、そういう形でされるというのは何かすごくいいところだなと、今聞いていて思いました。

はい。あと、知識の点ですよね。都市計画マスタープランとは何ぞやということレクチャーされるということはもうそれとても良いことだと思うんですけど、もう一歩その都市マスだけじゃなくって、何て言うんですかね。都市計画全般というものの、話があると、もうちょっと理解が深まって、ワークショップの成果も上がりやすいのかなと思うのでぜひ検討していただけたらと思います。以上です。

[会長] はい。ご意見として受けたということでよろしいでしょうか。

[委員] はい。ありがとうございます。

[会長] 他いかがでしょうか。委員。よろしく申し上げます。

[委員] 一般住民の200名の無作為抽出の方にワークショップに参加していただけるっていうのはとても、いいことだと思うんです。すごく。ただ今までも私いろいろ、そういうワークショップとかではないですけど、意見を聞くという意味でいろんなところに出ましたけれど、何かあんまり反映されてない感じがすごくあって、どの程度ね、そういった意見を反映しようというふうにお考えなのか、単なる意見聞きました。よかったですね。楽しかったですね。では、あんまり意味がないような気がするので、その

辺をどういう、どの程度どういうふうにくみ上げて、マスタープランに生かそうと思っ
ていらっしゃるかっていうことをちょっと。お聞きしたいなというふうに感じます。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] いいですか。ちょっと今現在募集している段階でありまして、具体的にどう
やってやりますっていうのは、ちょっとまだ、委託事業者と協議をしている段階であり
まして、どうしますかとはすいません、今の段階ではなかなかお答えづらいところであ
ります。しかしながら聞いただけで楽しかったね、とはならないようにはしていく必要
が当然ながらあるというふうに考えております。以上です。

[会長] はい。特に進め方についてのご意見だというふうに伺いましたのでこれについ
ても、また、ご意見としてこのマスタープランの改定の進め方について、今いただいた
ご意見について検討していただくということにさせていただけたらと思います。はい。
どうぞ。

[町長] どの程度っていうのは、なかなか数値ではかれるものでもないのかなというふ
うに思っておりますけれども、私の基本的な姿勢としてはやはり、住民の方のご意見を
しっかりと聞いてそれを反映させていきたいという思いがあって、今こういう流れにな
っておりますので、そこは職員の方も思いとして共有はしていただいている部分だと思
いますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

[会長] 委員、よろしくをお願いします。

[委員] ぜひよろしくをお願いします。住民が実感として意見が聞かれたということはす
ごくやっぱり、何とか地域の住民参画の意識を高めると思うんですね。いくら言っても
ちっとも聞いてもらえないっていうことになると、だんだんね、参画意識も薄れますし
町に対する信頼も、すごく薄れると思うんですね。その辺はきっちりとやっていただき
たいと思います。よろしくをお願いします。

[会長] はい。特にこのマスタープランっていうのは、言葉で、変えていくもので、そ
れにも、特に漏れがないかとかですね、特に議員から、市民の方から出席いただいたと
ころが、それぞれどのセッションに入っているのかといったことを確認する作業にな
ると思いますので、そのあたりについてはよくコミュニケーションをとっていただいて、
出した意見がどこに反映されてるのかっていうところを確認していただけたらと
いうふうに思います。

他いかがでしょうか。

[委員] ちょっとお尋ねしたいんですが、この島本町都市計画マスタープランアンケー
トということなんですが、これの前の調査、或いはこれに類似した調査は、以前にも
されたことがあると思うんですけど、いかがでしょうか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] 前回の都市計画マスタープランの策定に当たりましてはですね、直接この都
市計画マスタープラン単独では調査を行っておりませんでして、前回は総合計画のです

ね、第四次総合計画の時期と、ちょっとラップしたっていうのがありまして、その計画のアンケートを利用させていただいて、策定させていただいたものでございます。以上です。

[会長] はいどうぞ。

[委員] なぜそんなことをお尋ねしたかと言いますとね、このマスタープランのいろんなアンケートのデータ出てるんですけど。住民の意識の動向はどうなのかっていうことを確認したいということなんです。

ですから、前と同じようなアンケート項目があった場合、全く一緒じゃないかもわかりませんが、類似の項目があった場合は、前年、前回、いついつやったときのデータはこうだったと、今回の調査ではこうだったというような形で、意識の動向をね、ちょっと見たいなというのが関心を持ってるんですけど、いかがでしょうか。

[会長] はい。事務局の方から回答お願いいたします。

[事務局] ちょっと前回の分との比較ってのはかなり厳しい部分あるかと思うんですけども、いただいたご意見踏まえまして、今後こういったマスタープランですかね、そういったものを策定するには指摘いただいたような形で、アンケート等行っていきたいと考えております。以上です。

[委員] よろしく申し上げます。

[委員] はい。

[会長] それでは、委員、よろしく申し上げます。

[委員] はい。すいません。先ほど無作為ですね無作為においても一定のその地区の人口的な比率とか、そういうことを仰ってましたが、となると、例えばですよ、地理的に離れた大沢さん、そういうところにも、やっぱりちゃんと出してらっしゃるのか。人口比率でいったら低いのでね。アンケートに答えてらっしゃらない方がいるのか、ちょっとこの無作為っていうのは本当の無作為であるのと、その地区の人口割っていう部分が、やっぱり数が多いというだけではない部分があるのでそれでは地区に対してもそれぞれ少なからずが出していただいているのかどうかですよね。ちょっと無作為ではないように、伺いましたのでお聞きします。

[会長] いわゆる層別の抽出っていうことなんですけどそうすると、人口が小さい地区なんか、全くその意見が反映されないんじゃないかという危惧があって、ただいまご質問いただいたかと思えます。事務局の方からご回答お願いいたします。

[事務局] はい。今回の200名のやつにつきましては、大沢地区の方にも行っております。はい。以上です。

[会長] そういったことは配慮されてるということで、この回答でした。はい。他いかがでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 委員よろしく申し上げます。

[委員] 先ほどのワークショップのお話なんですけども、この参加された方というのは、ある意味将来的にまちづくりの担い手になる可能性もあると思うので、他の自治体ではこういう終わった後にも希望者を募って、そういう活動を支援するような取り組みをしていたりするので、これからやることなので、すぐできないと思いますけども検討していただければと思います。

[会長] はい。ご意見として承りました。他いかがでしょうか。

はい。それでは他にご意見がないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。

続きまして、案件7、景観計画の策定について、これも報告案件でございます。事務局からご説明お願いいたします。

[事務局] はい。こちらにつきましては資料はございませんが、町では、住民の皆様の関心の高まりを受けまして、景観計画を策定するため、今週、その委託事業者を決定いたしました。

今後、約2か年かけまして策定準備に取りかかることとなりますが、景観法第9条には、景観計画を策定する際、都市計画審議会の意見を聞くように規定されております。

つきましては策定の際だけではなく、進捗状況の報告など、皆様のご意見を頂戴する機会が多くなると思われませんがよろしく申し上げます。

なお今週に委託事業者が決定したばかりであり具体的なスケジュールにつきましては、今後事業者と調整して参りますが、おそらく次年度中に進捗状況のご報告をさせていただくことになると思いますのでよろしく申し上げます。事務局の方からは以上です。

[会長] はい。それでは、ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

[委員] その業者っていうのはどういう選び方をされてるのが、ちょっと私はすごく知りたいというかね、その辺ちょっと教えていただけませんかね。

お答えできる範囲でいいですけど。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。従来は、入札といいますか、ここの業者さん幾らですっていうのをやっておったんですが、この都市計画マスタープランの景観計画もそうですけど、企画提案型というプロポーザル審査会という形で、どういうふうにやりますっていう、価格だけではなく、こういうふうなふうに進めていきますっていうような、その提案も審査して、総合的に判断して、この業者さんに決めますという方式で決定しております。

以上です。

[会長] はい、どうぞ。

[委員] 何社ぐらいの業者がおいでになったんですか。

[事務局] これですね実は2社応募してこられたんですけど、1社ちょっと辞退されて、結果的にちょっと1社になってしまったという形になっております。

以上です。

[会長] よろしいでしょうか。どうぞ。

[委員] なんて言ってもいいかわからないんですけど、まあね、比較がなくて、1社ですからね。ちょっとそれはその、その業者のことはもう少しこう、どういう案を出してるかとかってというのは、町民に、なんていうか、審査できるというかね、本当にその業者でいいのかっていうのは、ねえ。もうちょっと知りたいなっていう感じはしますね。正直ね。

そういうことはできないんですかね。

[会長] はい。その件につきましてまた事務局の方からご回答をお願いします。

[事務局] 具体的な審査内容につきましては、ちょっと公表はできないんですけども。審査の基準といたしまして審査員が複数名おまして、その100点満点で点数をつけまして、60点以下であれば、1社であろうが10社であろうが全部却下という形になる形になっております。

で、今回の事業者さんにつきましては、その60点じゃ60%ですね、60%以上の点数を取られたので、一定その品質というのは確保されているという状況で、今回1社でしたけど決定と、それは基準で決めておりますのでその形をとったということでございます以上です。

[会長] こういう事業者を選定するときってというのは最低基準があるので、それを超えなかったら基本的にはもう、またもう一度募集からやり直すっていうのが、一般的にやられてる方法かと思えますけど、今回の事業者さんはその最低限には、基本的に満たしてるという状況だったというご報告でした。他いかがでしょうか。

[委員] はい。

[会長] お願いします。

[委員] はい。景観計画の策定は多分島本町では初めてのことだと思うんですね。なんで、ちょっと今後のスケジュール感とか、都市計画審議会の役割というところがわからないのでお尋ねなんですけど、例えば都市マスだったら案を作ってワークショップして、案を作って都市計画審議会にかけてっていう形だと思うんですけど、景観計画策定については、今言われたその事業者の方に投げて、案を作る。いやアンケートですね、アンケートがあって、案を作って、同じようにと都計審にかけるそういう形になるんですか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。先ほど申し上げましたちょっと今週に委託事業者が決定してまだちょっと打ち合わせをしていないんですけど、そこでいただいた企画提案の中では当然アンケートも入っていて、都市計画審議会の報告も入っております。で、おおよそなんですけど、少なくとも都市計画審議会ごめんなさい、都市計画マスタープランの、報告もありますので、景観計画と合わせておそらく2回程度、景観計画の報告があるのではないかとというふうに、都市計画マスタープランと合わせてですね、ただこれはちょっと増えたり減ったりするかもしれませんが、都市計画マスタープランの進捗景観計画の進捗に合わせ

て、ご報告さしていき、いただく機会が増えるということをお先ほど申し上げたのでございます。以上です。

[会長] はい。どうぞ。

[委員] わかりましたっていうことは基本的には景観計画というものも、都市計画審議会が、何ていうか審議をしていくものになるということですか。

[会長] 事務局の方から回答お願いいたします。

[事務局] はい。すいません。先ほど申し上げたんですけれども、景観計画につきましては別途景観計画の策定委員会、ちょっとまだ名称は決まっておきませんが、そういった会の方を設置させていただきましてそちらの方で議論させていただくと、また法的にはこの都市計画審議会の方にも報告なり諮問といいますか。任せていただかないといけない部分がありますので、それはそちらを踏まえて、景観計画の方を策定して参りたいと考えております。

[事務局] すいません。あと続きなんですけれども、当然、そのような動きをさせていただくに当たりましては、予算の措置であったりとかですね、あと場合によっては、審議会的な位置付けの場合は各種条例の一部改正とか、そういうのが今後出てくる可能性がありますので、まだ明確にですね、そのようなことが決まったような状態ではないんですけれども、あくまでも都市創造部、町といたしましては、そのような手続き流れの中で、策定できたらなど、今、検討している段階でございますのでよろしくをお願いいたします。

[会長] はい。どうぞ。

[委員] はい。私が聞き逃したんですね、すいません。計画策定審議会があつて、それでそれを受けて都計審に、意見の付議が行われる。という形で、決まっていないうしろ大枠としてはそういう流れで進んでいくということ、すいません私聞いてなかったです。

[会長] それぞれ多分、都市計画審議会と今度こうできる多分、委員会か審議会かわかりませんが決める内容は多分違うと思うので。それらについて、お互いが知らないってことがないように、報告をするっていうのが多分、今事務局がおっしゃっていただいた内容だとは思いますが、今いただいたご意見についても、一応、事務局の方からご回答をお願いしたいと思います。

[事務局] 今の話なんですけれども、ご指摘いただいた通り、景観計画の策定委員会みたいなものを設置させていただいて、そちらの方で案を固めていくと、それで一定の形を作らせていただいて、最終的にはそちらの景観計画策定委員会の方で策定をするんですけれども、もうこの、都市計画審議会の方ですね、役割といたしましては、こちらの方の景観計画についての意見をいただくとか、そういった内容を踏まえて、景観計画を策定して参りたいと考えております。以上です。

[会長] はい。よろしかったでしょうか。はい。ちょっとだけ確認をしておくと、今大阪府では、景観計画はもうすでにあつて、今回その島本町さんの方でこの景観計画をつくられるということでこれは景観行政団体として、今まで府が定めていたものを、関係

するところ、実は島本町に関係するところも幾つかあるんですけども、そういったところを、島本町が主体になって、これからそういったものを管理していく。というような、そういうふうな移行時期であるというふうな状況でよろしいでしょうか。

[事務局] 会長ご指摘いただいた通りでございます。

[会長] はい。ですのでぜひ、大阪府の景観計画にもうすでに、実は今回のまちづくり委員会でも出てきてるんですけども、山脈の稜線の話とかですね、そういったところについても、関係するところがもうすでに定められていまして、単にそれだけではない、町の中で、より具体的な、特定の地域であったりとかそういったものをこれから決めていくのか、そのあたりについてはまだちょっと中身が決まってないのでこの段階では、すべてはお話できないということなんですけども、そういったものが移行していくってところの、一つ大きな、何て言うんでしょうね、マイルストーンといいましょうか、町が主体的にそういったものを実施していくってことはとても大きな活動の一つになるかと思えます。

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

[委員] 今の、今大阪府ではすでに策定されているということでしたが、近隣の市町村の策定状況をざっと伺えたらなと思います。

[会長] はい。事務局の方からご回答お願いいたします。

[事務局] ちょっと今、資料として持ち合わせておりませんので、また報告させていただきます。

[会長] 特に世界遺産関係で、例えば、この前もあったんですけど、藤井寺市さんとか、そういうふうに、やはり何か景観を守っていききたいとかですね、そういったところが、実際に府が定めてるものから独立して、やはり市独自のものっていうのを定めていくというような方向にあると思いますが、件数につきましてまた事務局の方で調べていただいて、ご報告いただけるということですので、それを、はい、どうぞ。

[事務局] 近隣でしたら三島地域で申し上げますと高槻市さんですとか茨木市さん、箕面市さん、豊中市さん、吹田市さん。策定されておられるというふうに聞いております。以上です。

[会長] はい。よろしかったでしょうか。

[委員] はい。

[会長] 他いかがでしょうか。はい。それでは他にご意見がないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。

最後に、案件8、その他ということで事務局から何かございますでしょうか。

[事務局] はい。事務局から1点、事務連絡がございます。会議冒頭にも申し上げましたが、この度新たに委員にご就任いただいた方のうち、町にマイナンバーをご提供いただいてない方におかれましては、事前にお渡ししている債権者登録と、個人番号の提供に係る用紙の提出をお願いします。事務局からは以上です。

[会長] はい。それでは委員の皆様方、何もなければ、本日の審議会は以上とし、司会を事務局にお返ししたいと思いますがいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

はい。それでは皆様、大変お疲れ様でした。

司会を事務局の方にお返ししたいと思います。

[事務局] はい。会長どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。それでは、令和2年度第1回島本町都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会